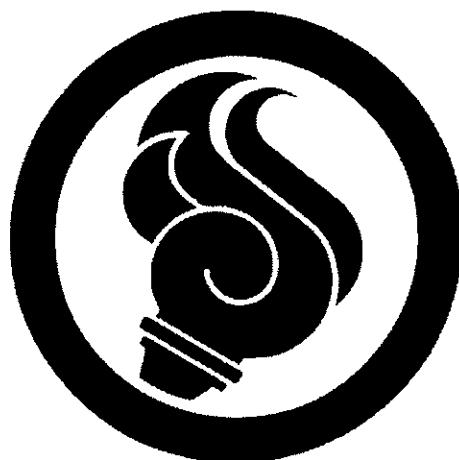


第79回国民体育大会
滋賀県開催準備委員会

第2回常任委員会



平成 26 年 5 月 26 日 (月)
琵琶湖ホテル 3 階 「瑠璃」

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会

第2回常任委員会 次第

日 時：平成26年5月26日（月） 14:00～15:30
場 所：琵琶湖ホテル3階「瑠璃」

1 開 会

2 あいさつ

委員長（滋賀県知事） 嘉田 由紀子

3 報告事項

第1回総務企画専門委員会における決定事項

4 審議事項

- (1) 第1号議案 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程改正（案）
- (2) 第2号議案 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）の選定（案）

5 閉 会

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第2回常任委員会資料 目次

【報告事項】

○ 第1回総務企画専門委員会における決定事項	1
------------------------	---

ページ

【審議事項】

<第1号議案>

○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 改正（案）	5
---	---

<第2号議案>

○ 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）の選定（案）	8
------------------------------	---

【参考資料】

○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程	9
○ 第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針	11
○ 第79回国民体育大会 会場地市町選定基準	12
○ 第79回国民体育大会 主会場選定基準	14
○ 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 常任委員会名簿（会長 ・副会長・常任委員）	16

【別冊資料】

○ 第79回国民体育大会 競技施設基準（暫定版）	
○ 第79回国民体育大会 主会場（開・閉会式場および陸上競技会場） 選定評価報告書	

報 告 事 項

第2回常任委員会 報告事項

第1回総務企画専門委員会における決定事項

第1回総務企画専門委員会（平成26年2月14日）において次の事項を決定したことから、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第2項の規定に基づき、報告する。

- 1 第79回国民体育大会 会場地選定に関する基本的な考え方について
- 2 第79回国民体育大会 競技施設基準（暫定版）
※別冊資料

第 79 回国民体育大会 会場地選定に関する基本的な考え方について

1 会場地選定に係る基本事項

- (1) 第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針（第1回常任委員会決定）
- (2) 第79回国民体育大会会場地市町選定基準（第1回常任委員会決定）

2 会場地を選定する競技

(1) 正式競技、特別競技

競技会開催に向けて必要な準備期間を確保するため、できるだけ早期に選定していくこととする。

(2) 公開競技、デモンストレーションスポーツ

競技団体の開催意向を踏まえた上で、正式競技、特別競技の会場地の選定後に選定していくこととする。

※実施競技については、4年ごとに見直しが図られているため、本県が開催予定の第79回大会の実施競技は未定（平成27年に選定予定）。よって、現時点では第74回大会から第77回大会で実施される競技を前提に会場地を選定していくこととする。

※陸上競技会場は主会場選定専門委員会で別途選定することとする。

3 正式競技、特別競技の会場地選定の進め方

(1) 市町開催希望調査、競技団体会場地希望調査の実施

市町、競技団体（正式競技、特別競技）を対象に実施する。

(2) 市町、競技団体に対するヒアリングの実施

調査結果を踏まえ、市町および競技団体の意向の詳細ならびに競技会開催に向けての考え方等を聴取する。

(3) 第 1 次会場地選定案の作成

市町と競技団体の希望が合致したものについては、開催に必要な施設、交通、宿泊など選定基準の適合を確認した上で、競合市町のないものを第 1 次会場地選定案とする。

この時点で選定されなかった競技については、第 2 次会場地選定に向けて、市町や競技団体との調整に入る。

(4) 第 1 次会場地選定案の対象市町、競技団体による事前了承

第 1 次会場地選定案として選定された競技については、会場地となる市町および当該競技団体に事前に文書で了承を得る。

(5) 第 1 次会場地選定案の審議

総務企画専門委員会にて審議する。

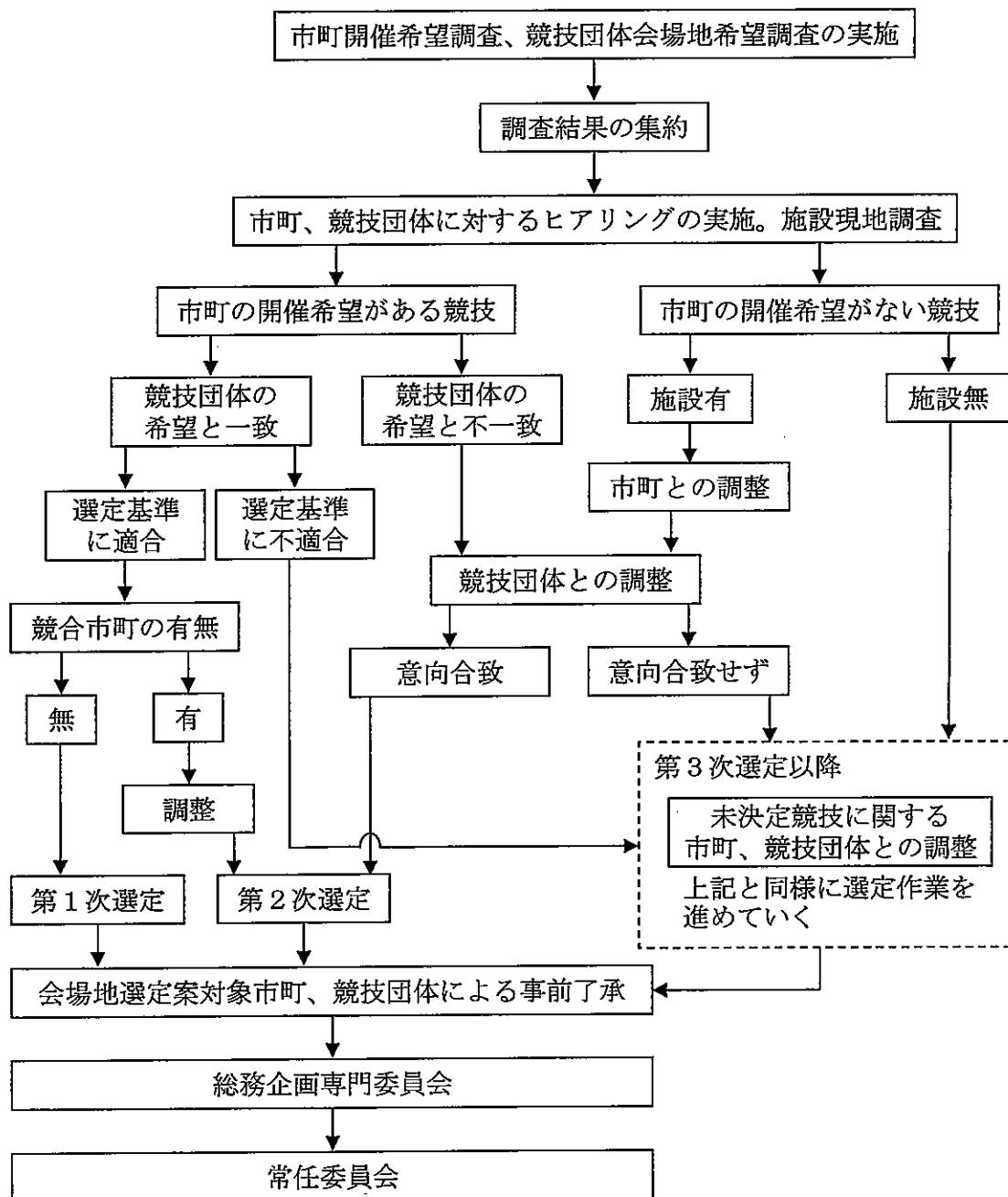
(6) 第 1 次会場地の決定

常任委員会にて審議、決定する。

(7) 第2次選定以降の進め方

第1次選定に向けて実施した調査やヒアリングの結果を踏まえ、市町および競技団体と次の選定に向けたヒアリングを行うなど、協議、調整を行うこととする。また、開催希望の変更についても次の選定に向けたヒアリング等で確認することとする。

【会場地選定フロー】



4 公開競技、デモンストレーションスポーツの会場地選定の進め方 別途提示することとする。

審 議 事 項

**第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
専門委員会設置規程 改正（案）**

第79回国民体育大会開催準備委員会専門委員会設置規程を次のとおり改正する。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

広報・県民運動専門委員会および競技運営専門委員会を設置するため

3 施行日

平成26年5月26日

改正前	改正後																								
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>付託事項</th><th>委任事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画委員会</td><td>1～6 (略)</td><td>1～6 (略)</td></tr> <tr> <td>主会場選定委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	付託事項	委任事項	総務企画委員会	1～6 (略)	1～6 (略)	主会場選定委員会	(略)		<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>付託事項</th><th>委任事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画委員会</td><td>1～6 (略)</td><td>1～6 (略)</td></tr> <tr> <td>主会場選定委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>広報・県民運動委員会</td><td></td><td> <p>1 広報の基本的事項にに関すること。</p> <p>2 県民運動の基本的事項に関すること。</p> <p>3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。</p> <p>4 その他広報および県民運動に係る事項に関すること。</p> </td></tr> <tr> <td>競技運営委員会</td><td></td><td> <p>1 競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	種類	付託事項	委任事項	総務企画委員会	1～6 (略)	1～6 (略)	主会場選定委員会	(略)		広報・県民運動委員会		<p>1 広報の基本的事項にに関すること。</p> <p>2 県民運動の基本的事項に関すること。</p> <p>3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。</p> <p>4 その他広報および県民運動に係る事項に関すること。</p>	競技運営委員会		<p>1 競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</p>
種類	付託事項	委任事項																							
総務企画委員会	1～6 (略)	1～6 (略)																							
主会場選定委員会	(略)																								
種類	付託事項	委任事項																							
総務企画委員会	1～6 (略)	1～6 (略)																							
主会場選定委員会	(略)																								
広報・県民運動委員会		<p>1 広報の基本的事項にに関すること。</p> <p>2 県民運動の基本的事項に関すること。</p> <p>3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関すること。</p> <p>4 その他広報および県民運動に係る事項に関すること。</p>																							
競技運営委員会		<p>1 競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>2 競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関すること。</p>																							

改正前	改正後
	<p>3 <u>その他競技運営に 係る重要な事項に關 すること。</u></p> <p>4 <u>リハーサル大会に 關すること。</u></p> <p>5 <u>競技記録に關する こと。</u></p> <p>6 <u>その他の競技運営に 係る事項に關すること。</u></p>

主会場（開・閉会式場および陸上競技会場）の選定（案）

主会場は、彦根総合運動場（彦根市松原町地先）とする。

同運動場内の陸上競技場で、開会式、閉会式および陸上競技を開催する。

参 考 资 料

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関すること。 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関すること。 4 競技施設の整備計画の立案に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関すること。
主会場選定専門委員会	開・閉会式場および陸上競技会場の選定に関すること。	

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1　すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低 1 競技を開催することを原則とする。
- 2　同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2 市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3　会場地の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

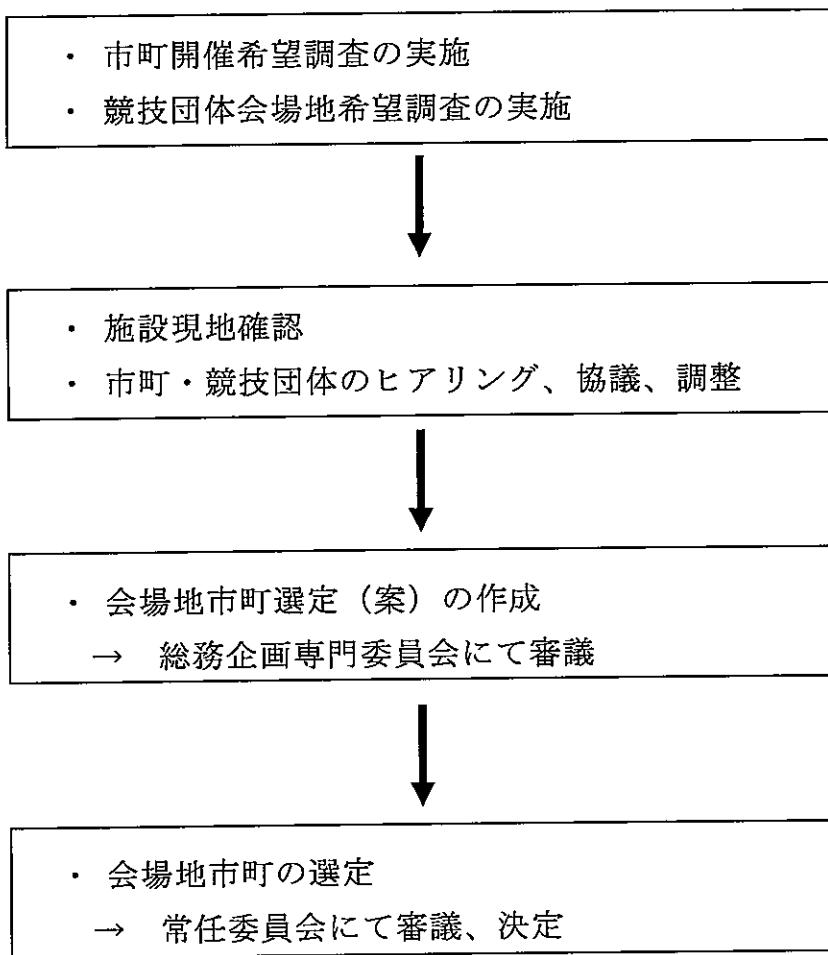
なお、陸上競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび開・閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (3) 特定の市町や施設に競技が集中しすぎないよう、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとすること。
但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。
- (5) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (6) 選手・役員の輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



第 79 回国民体育大会主会場選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における陸上競技会場および開・閉会式会場（以下「主会場」という。）は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次のとおり選定する。

1 選定の基準

次の基準を基本に、原則として陸上競技および開・閉会式を同一会場で開催することを前提として、総合的な評価のもとに選定する。

(1) 陸上競技会場

- ① 施設所有者の同意を前提として、会場地となる市町と競技団体の意向が原則として合致していること。
- ② 施設の改修等にあたっては、防災等多目的に使用できる施設とするなど、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとすること。

但し、施設基準については、大会開催後の用途に応じた適正な規模を考慮したうえで、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。

- ③ 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。

- ④ 選手・役員の輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

(2) 開・閉会式会場

- ① 会場地となる市町から開催に必要な協力が得られること。
- ② 会場は、原則として施設基準を満たすことであること。

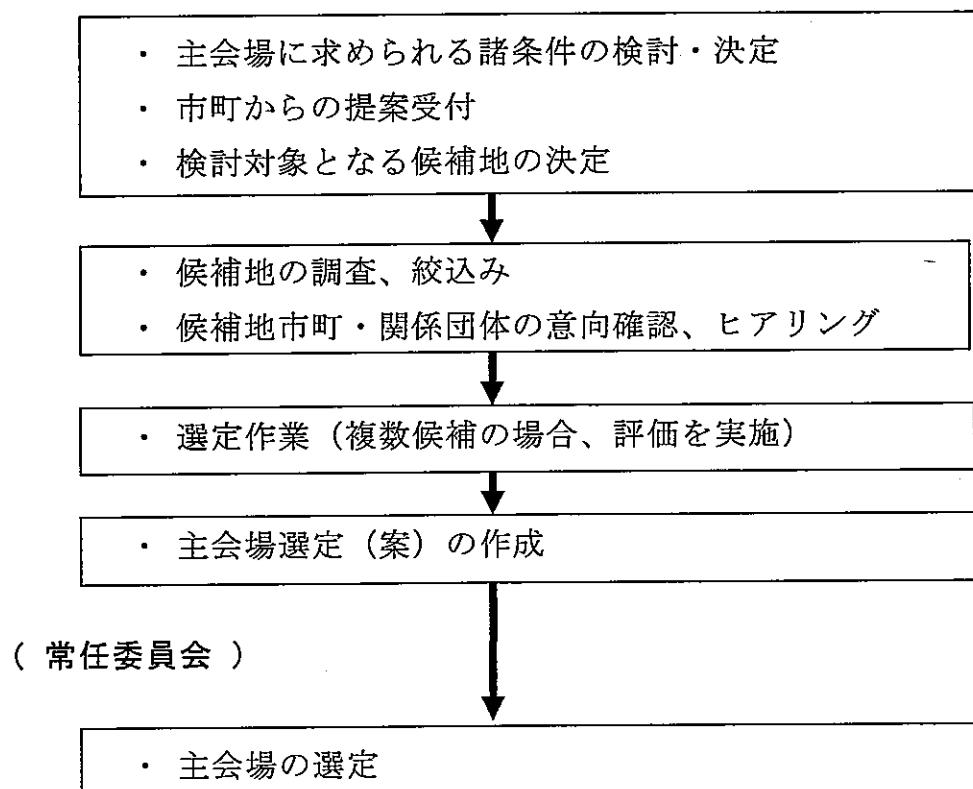
なお、施設基準については、大会開催後の用途に応じた適正な規模を考慮したうえで、弾力的な運用を関係機関に対し要請する。

- ③ 会場周辺に駐車場等の用地や仮設テント等の設置スペースが十分確保できること。
 - ④ 多数の参集者が集まることのできる輸送および交通手段が確保できること。

2 選定の手順(概要)

主会場選定専門委員会において、以下の手続きを経て選定案を決定し、常任委員会において選定を行う。

(主会場選定専門委員会)



**第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会
常任委員会名簿（会長・副会長・常任委員）**
(平成26年5月26日現在)

【会長】1名 【副会長】7名 【常任委員】68名

(敬称略)

役職名	所属機関・団体および役職	氏名
会長	滋賀県知事	嘉田 由紀子
副会長	滋賀県議会議長	赤堀 義次
	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	公益財団法人滋賀県体育協会会长	河本 英典
	滋賀県教育委員会委員長	藤田 義嗣
	滋賀県市長会会长（近江八幡市長）	富士谷 英正
	滋賀県町村会会长（豊郷町長）	伊藤 定勉
	滋賀経済団体連合会会长	高田 紘一
常任委員	滋賀県議会副議長	山田 和廣
	滋賀県議会政策・土木交通常任委員会委員長	野田 藤雄
	滋賀県議会体育振興・健康づくり対策特別委員会委員長	佐藤 健司
	滋賀県知事公室長	東 清信
	滋賀県総合政策部長	北川 正雄
	滋賀県総務部長	北村 朋生
	滋賀県琵琶湖環境部長	堺井 拓
	滋賀県健康医療福祉部長	多胡 豊章
	滋賀県商工観光労働部長	羽泉 博史
	滋賀県農政水産部長	青木 洋
	滋賀県土木交通部長	美濃部 博
	滋賀県教育委員会教育長	河原 恵
	滋賀県警察本部長	山本 仁
	滋賀県防災危機管理監	西川 美則
	滋賀県スポーツ推進審議会会长	坂井田 稔
	大津市長	越 直美
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	草津市長	橋川 渉
	守山市長	宮本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘
	甲賀市長	中嶋 武嗣
	野洲市長	山仲 善彰
	湖南市長	谷畠 英吾

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
(常任委員)	高島市長	福井 正明
	東近江市長	小椋 正清
	米原市長	平尾 道雄
	日野町長	藤澤 直広
	竜王町長	竹山 秀雄
	愛荘町長	宇野 一雄
	甲良町長	北川 豊昭
	多賀町長	久保 久良
	滋賀県都市教育委員会連絡協議会会长（米原市教育委員会委員長）	稻村 邦夫
	滋賀県町村教育委員会連絡協議会会长（豊郷町教育委員会委員長）	久木 憲治
	滋賀県都市教育長会会长（米原市教育委員会教育長）	山本 太一
	滋賀県町村教育長会会长（竜王町教育委員会教育長）	岡谷 ふさ子
	滋賀県市議會議長会会长（大津市議會議長）	園田 寛
	滋賀県町村議會議長会会长（豊郷町議會議長）	堀 常一
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	大道 良夫
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	東 芳生
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	河上 ひとみ
	公益財団法人滋賀県体育協会副会長	橋本 俊和
	公益財団法人滋賀県体育協会理事長	中嶋 良立
	滋賀県小学校体育連盟会長	小西 春治
	滋賀県中学校体育連盟会長	中川 一彦
	滋賀県高等学校体育連盟会長	前田 光治
	滋賀県スポーツ推進委員協議会会长	山本 博一
	滋賀県障害者スポーツ協会会长	嘉田 由紀子
	滋賀県レクリエーション協会会长	前山 亨
	滋賀県小学校長会会长	近藤 誠
	滋賀県中学校長会会长	日岡 昇
	滋賀県高等學校長協会会长	武友 建史
	滋賀県私立中学高等学校連合会会长	藤澤 俊樹
	滋賀県特別支援学校長会会长	富永 善隆
	滋賀県商工会議所連合会会长	大道 良夫
	滋賀県商工会連合会会长	川瀬 重雄
	滋賀県中小企業団体中央会会长	宮川 孝昭
	滋賀経済同友会代表幹事	石田 晃朗
	一般社団法人滋賀経済産業協会会长	坂口 康一
	公益社団法人びわこビジターズビューロー会長	高田 紘一

役職名	所属機関・団体および役職	氏 名
(常任委員)	一般社団法人滋賀県バス協会会长	中村 隆司
	一般社団法人滋賀県医師会会长	笠原 吉孝
	公益社団法人滋賀県看護協会会长	石橋 美年子
	一般社団法人滋賀県病院協会会长	長尾 昌壽
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会长	渡邊 光春
	滋賀県地域女性団体連合会会长	中野 璇代
	滋賀県青年団体連合会会长	藤原 麻美
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会长	野瀬 正樹

<事務局>

〒520-8577 大津市京町4-1-1 (滋賀県総合政策部国体準備室内)

T E L :077-528-3321

F A X :077-528-4832

E-mail:kokutai@pref.shiga.lg.jp